

# グローバル経済の影を正視する -- 国連薬物犯罪事務所報告書「人身取引 -- グローバル・パターン」 (トレンド・レポート)

著者	山田 美和
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	147
ページ	30-33
発行年	2007-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00005115">http://hdl.handle.net/2344/00005115</a>

# グローバル経済の影を正視する

山田美和

## 「国連薬物犯罪事務所報告書『人身取引—グローバル・パターン』」

世界各国の市場が開放され、貿易と投資がかつてない規模で行われているグローバル経済の発展という光に対し、最も暗い影にあたるのが人身取引である。国、地域そして社会の中に生じた構造的格差は、収入不足、教育の欠如、栄養失調、麻薬、暴力、性的搾取、エイズ感染、社会的排除などの貧困による悪循環をもたらし、人身取引は貧困者が陥る最悪の事態である。「人間の安全保障」という課題のなかで、人身取引はそれを脅かす人権侵害の最たるものであり、グローバル経済の発展と共に人身取引の規模が拡大している現実を私たちは正視しなければならない。二〇〇〇年の国連ミレニアム総会において、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」およびそれを補足する「人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するため」の議定書（パレルモ議定書）が採択され、二〇〇三年に発効した。今日の人身取引問題に対する国際的な法政策上の重要な第一歩が踏み出されたのである。

この議定書が有効に実施され、人身取引が防止・撲滅されるには、人身取引問題の

現状に関する情報やデータの収集と分析が不可欠である。二〇〇六年四月同議定書の事務局である国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime = UNODC）は、『人身取引—グローバル・パターン』と題した報告書を公表した。人身取引に関するデータはこれまで複数の国際機関やNGOなどによって特定の地域や国をとりあげたものがあるが、同報告書は人身取引について初めてグローバル規模に調査したものである。人身取引の被害者の出身国、中継国、到達国を結びつけることによって、人身取引のパターンを国、地域そしてグローバルレベルで明らかにし、一国たりとも人身取引問題から免れることのできない現実を突きつけている。本稿では、同報告書の内容を紹介し、人身取引問題に関する調査研究の課題について論じたい。

### ●「人身取引」を数値化する

同報告書は、UNODCと国連地域間犯罪司法研究所（United Nations Interregional Crime and Research Institute = UNICRI）が一九九九年三月に開始した「人身取引に

対するグローバルプログラム」(Global Programme against Trafficking in Human Beings = G.P.A.T.)のひとつとして、人身取引防止・撲滅の意識を全世界で高めることを目的として行われた、人身取引に関するデータの収集および分析の結果である。人身取引の被害者数の正確な把握はその秘密裡の犯罪という性質から難しい。かかる数値の厳密性に拘泥することよりも、同報告書の重点は、人身取引がグローバル規模で横行し、国際法と人権を根底から侵犯しているという現象を示すことにある。

まず同報告書の調査におけるデータ収集方法について概説する。G.P.A.T.のデータベースには、選定された一三の機関によって一九九六年から二〇〇三年の間に公表された人身取引に関する情報（合計四九五〇件）について、①人身取引の被害者の出身国、中継国、到達国、②搾取の種類（性的搾取か強制労働か）、③被害者の性別・年齢（成年か未成年か）、④犯罪者の国籍・性別のデータが集められた。情報源である一三の機関は世界各地の政府機関、国際機関、NGO、研究機関、報道機関であ

表1 出身国、中継国、到達国ランキングの分布

	情報源数	言及度指数	国数
出身国	1	とても低い	13
	2-4	低い	30
	5-10	中	46
	11-23	高い	27
	24-49	とても高い	11
出身国合計			127 カ国
中継国	1	とても低い	38
	2-3	低い	19
	4-5	中	21
	6-10	高い	14
	11-13	とても高い	6
中継国合計			98 カ国
到達国	1	とても低い	29
	2-3	低い	27
	4-10	中	50
	11-24	高い	21
	25-40	とても高い	10
到達国合計			137 カ国

(出所) Trafficking in Persons: Global Patterns, UNODC, April 2006, p.118.

り、そのリストは同報告書巻末に付されている。機関の地理的分布は、二二%が国際的な機関、二九%が西欧諸国、一八%が北米、一一%がアジア、五%がアフリカ、同じく五%が中・東欧、四%がラテンアメリカ、同じく四%がオセアニアそして二%がCIS（ロシアなど旧ソ連邦諸国）を拠点とする。言語上の制約として、英語、スペイン語、フランス語、ドイツ語で発信された情報は収録されているが、アラビア語、中国語、ロシア語などの情報は収集されておらず、したがって情報源は北米とヨーロッパ諸国の機関に偏向している可能性がある。収集された四九五〇件の情報のうち、三七%が国際的な機関、同じく三七%が北米、二二%が西欧諸国を拠点とする機関からであり、アジアからの情報はわずかに%に過ぎず、その他の地域からはさらに僅少である。

次に情報のデータベースへの記載方法であるが、例えば「二〇〇二年七月、グアテマラの警察がエルサルバドルから人身売買されグアテマラの売春宿で性的に搾取されていたエルサルバドルの少女九人を救助した。救助された子供は一四歳から一七歳である。二五歳、三〇歳のグアテマラの男二人が逮捕された」という情報は、人身取引一件とカウントされ、①人身取引

の被害者の出身国としてエルサルバドル、②到達国としてグアテマラ、③人身取引の目的として性的搾取、④被害者として、女、未成年、エルサルバドル籍、⑤犯罪者として、男、成人、グアテマラ籍が入力される。この方法では、被害者や犯罪者の人数にかかわらず、それぞれのカテゴリで一人にカウントされる。つまり、同調査では被害者の数自体はカウントされていない。もしこの事例に、未成年に加え成人女性も被害者であつて、性的搾取に加え強制労働も行われていたとすれば、成人女性、強制労働にも一が入力される。中継国について情報があればそれも入力される。被害者の出身国が特定できないが、アフリカなどの地域が分かれば、アフリカ全般として入力される。このデータベースの目的は、各国の被害者数を数えるのではなく、情報源である異なる機関によって各国がどれだけ言及されているかを示すことにある。同調査によって一六一の国と特別行政領の名前が挙げられた。出身国、中継国、到達国として言及された国々は、その情報源数が指数化され、その数が多いから少ないにつれて、「とても高い」、「高い」、「中」、「低い」、「とても低い」にランク付けされた（表1参照）。

●人身取引をプロセスとしてみる

パレルモ議定書は「人身取引」を目的・行為・手段から定義する。①まず搾取の目

的であること。搾取には、性的搾取、強制労働、隷属、又は臓器の摘出などがある。②行為は、人を獲得し、輸送し、引き渡し、隠し、又は収容すること。③その手段に、暴力などによる脅迫や強制、誘拐、詐欺、権力の濫用や脆弱な立場に乗ずること、又は他者を支配下に置く者の同意を得るために金銭や利益の授受が行われること。これらの手段が使われれば、たとえ被害者の同意があつても人身取引であり、そのような手段が使われなくても、被害者が一八歳未満であれば人身取引である。つまり未成年者の同意はありえない。

同報告書は、人身取引を、人の獲得、移送として搾取という、複数の過程の連続としてとらえる。そのグローバル規模の地理的広がりを概観すると、次のようになる。出身国として一七カ国が報告され、地域では中・東欧、CIS、アジアがもつとも言及され、西アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ地域と続く。中継国としては、九八カ国が挙げられている。出身国から到達国への越境ルートは複数あるし、経由する国も複数であるが、中継国に関する情報は出身国や到達国に比べて少ない。地域では、中・東欧、西欧が最も多く、東南アジア、中央アメリカ、西アフリカが残りの多くを占める。到達国としては、一三七カ国が列挙され、主たる地域は西欧、アジア、北米である。出身国、中継国、到達国として「とても高い」、「高い」にランクされた国

表2 出身国、中継国、到達国として「とても高い」「高い」にランクされた国々

	指数	①アフリカ地域	②アジア地域	③ヨーロッパ地域	④CIS地域	⑤アメリカ地域	⑥オセアニア地域
出身国	とても高い	ナイジェリア	中国 タイ	アルバニア、ブルガリア リトアニア、ルーマニア	ベラルーシ、モルドバ ロシア、ウクライナ		
	高い	ベナン ガーナ モロッコ	バングラデシュ、カンボジア インド、ラオス、ミャンマー ネパール、パキスタン フィリピン、ベトナム	チェコ、エストニア ハンガリー、ラトビア ポーランド、スロバキア	アルメニア グルジア カザフスタン ウズベキスタン	ブラジル、コロンビア ドミニカ共和国、グアテマラ メキシコ	
中継国	とても高い		タイ	アルバニア、ブルガリア ハンガリー イタリア ポーランド			
	高い		ミャンマー トルコ	ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ チェコ、フランス、ドイツ、ギリシャ、コソボ ルーマニア、セルビア・モンテネグロ スロバキア、マケドニア	ウクライナ		
到達国	とても高い		イスラエル、日本 タイ、トルコ	ベルギー、ドイツ ギリシャ、イタリア、オランダ		米国	
	高い		カンボジア、中国、香港 台湾、キプロス インド、パキスタン サウジアラビア、アラブ首長国連邦	オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ チェコ、デンマーク、フランス コソボ、ポーランド、スペイン スイス、英国		カナダ	オーストラリア

(出所) Trafficking in Persons: Global Patterns, UNODC, April 2006, pp.18-20. より筆者作成。

(地域別、アルファベット順)

々は、表2に抜粋した。この他「中」以下にも多くの国が挙げられていることにも留意してほしい。

搾取の目的は全体として圧倒的に性的搾取であるが、西アジアでは四〇%が強制労働である。性的搾取に比して強制労働は過少評価される傾向にあることも指摘されている。犯罪者に関する情報は、各国において逮捕および訴追件数が少ないことから、五八件の報告しかなく、国籍ではアジア、中・東欧、西欧が比較的多い。被害者は、八割が女性であるが、少女、子供、少年のカテゴリーを合計すると全体の半分を占める。CIS、ラテンアメリカ・カリブ地域では成人女性が圧倒的であり、アフリカやアジアでは過半数以上が子供である。成人男性の被害者は各国の制定法によっては人身取引の被害者と判別されないことがある。

### ●人身取引のグローバル・パターンを描く

それでは本報告書のメインである人身取引の地域的流れの分析結果を概説しよう。

①アフリカ地域。同地域出身の被害者の到達国は西欧が最も多く、次に西アフリカが続く。出身国としてナイジェリアが「とても高い」、ベナン、ガーナ、モロッコが「高い」にランクされている。逆にアフリカを到達国とする被害者の多くは西アフリカ出身である。比較的高い割合でアフリカが出身国と到達国の両方に挙げられていることから、同地域内の特に西アフリカを中心とする人身取引の傾向が指摘される。南アフリカでは他地域からの被害者が多く報告されている。被害者は子供の割合が高く、特に中部アフリカでは著しい。またアフリカは強制労働の割合が六〇%と性的搾取に比して高いことが観察される。

②アジア地域。同地域出身の被害者が同じ地域内、特にタイ、日本、インド、台湾、パキスタンに送られている。出身国として、「とても高い」に中国とタイ、「高い」にバングラデシュ、カンボジア、インド、ラオス、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、ベトナムが挙がる。東南アジアは、グローバルレベルの人身取引の主要拠点であり、タイは出身国、中継国、到達国のいずれとしても「とても高い」。「とても高い」到達国は他に、日本、イスラエル、トルコがある。西アジア・トルコでは、CISからの被害者が多い。

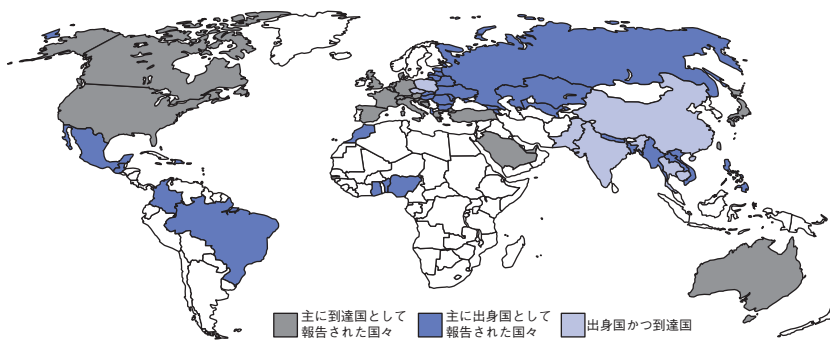
③ヨーロッパ地域。出身国としての中・東欧と到達国としての西欧に二分される。中・東欧からの被害者は西欧または同じ中

・東欧の国で搾取されている。出身国として「とても高い」のは、アルバニア、ブルガリア、リトアニア、ルーマニアである。中・東欧を到達国として見ると被害者はCISからも多い。到達国である西欧には、他のあらゆる地域からの被害者がおり、中・東欧から最も多く、CIS、アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ地域が続く。到達国として「とても高い」のは、ベルギー、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダである。

④CIS。出身国として「とても高い」のは、ベラルーシ、モルドバ、ロシア、ウクライナである。CISからの被害者の到達国は、西欧、特にドイツ、イタリア、ギリシャ、北米を主とし、他に中・東欧、アラブ首長国連邦、日本、キプロスがある。CISを到達国とする報告は僅少である。

⑤アメリカ地域。ラテンアメリカ・カリブ地域は主に出身国として報告され、中継国、到達国でもある。同地域に出身国として「とても高い」国はないが、「高い」では、ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、グアテマラ、メキシコが挙がる。被害者の到達国は、北米、なかでも米国が最も多く、西欧、特にスペイン、イタリア、ドイツ、英国、オランダ、ベルギー、そして同じラテンアメリカ・カリブ地域内の国、さらに日本がある。北米は専ら到達国であり、米国が「とても高い」、カナダが「高い」にランクされる。北米にいる被害者の出身国

図1 報告された人身取引：おもな出身国、中継国、到達国



(出所) Trafficking in Persons: Global Patterns, UNODC, April 2006, p.17.

はあらゆる地域にまたがり、特にCIS、アジア、ラテンアメリカ・カリブ地域からが多く報告されている。

⑥オセアニア。到達国としてオーストラリアが「高い」。被害者はほとんどタイとフィリピンから、他には中国、マレーシア、ベトナムからである。

以上から人身取引のグローバル・パターンを要約すると、西欧、北米、西アジア・トルコ、オセアニア地域が圧倒的に到達地であり、その他の地域は主に出身地である(図1)。アフリカ、アジア、中・東欧、ラテンアメリカ・カリブ地域は、出身地かつ到達地としても顕著である。中・東欧、アジア、アフリカ、西欧は中継地でもあり、これは地域内の人身取引(中・東欧、アジア、アフリカ)または特定の国が最終到達地への中継地として使われていることを示す。同じ地域の中でも、たとえば、中・東欧と西欧のように出身国と到達国という対極の状況が存在する。

### ●人身取引に関する調査研究の課題

同報告書の意義は、人身取引問題に国家間協力による世界規模の緊急の対応が必要であることを、国境を越えて世界中の国々が人身取引の被害者の獲得、移送して市場として関係しているという犯罪の地理的つながりを明示することによって訴える点にある。いまや人身取引問題は、開発途上国の経済社会发展を促して人間開発を議論す

る上で、無視することのできないグローバル・イッシュユである。

しかし人身取引に関するデータの収集は、その犯罪行為の性質上極めて難しい。第一の原因は、人身取引自体の定義が各国法上異なることにある。定義自体が狭すぎたり存在しないこともある。調査研究ではパレルモ議定書の定義が基準となるであろうが、法的な定義に固執するあまり、調査対象から遺漏してしまうケースもありうる。第二に、重要な情報を提供しうる被害者が声を上げることが困難な状況にあることにある。被害者は、売春婦、不法移民などとレッテルを貼られる「隠れた人口」だからである。更なる被害や不法滞在による強制退去をおそれ、声を出すことができない。被害者からの情報収集には、被害者を保護し救助する警察やシェルターの役割は大きい。第三に、各国に人身取引に関するデータを一極に集めるシステムが欠けている。国の中で異なる官庁のデータが個々に存在したり、情報にアクセスできる者が政治的意図をもって操作したり、データそのものを収集していない国もある。

さらに人身取引に関するデータについては、被害者のおかれている経済社会的状況などいわゆる供給サイドに対して、需要サイドである人身取引の市場が存在する国の経済社会的要素の研究が少ない。人身取引問題は、様々な要因が絡み合っており、移民問題、労働政策、人権、保健、法の執行

など異なる専門的見地からの複合的な研究が必要とされる。

同報告書巻末には、同調査で国名が挙げた一六一カ国について国別のレポートが収録されている。出身国、中継国、到達国としてのランクが表示され、出身国であれば被害者の到達国、中継国であれば被害者の出身国、到達国であれば被害者の出身国が、それぞれ高、中、低に分けて示され、被害者に関する情報も記載されている。また各国の国際条約および議定書への加盟状況も記されている。さらに各国の情報として、人口、一四歳未満の人口割合、移民率、人間開発指数の世界ランク、ジェンダーに関する開発指数の世界ランク、汚職指数、組織犯罪指数を載せている。これらのデータは、各国の出身国・到達国としてのランク付けと何らかの指標の相関関係や人身取引の要因となる要素を分析する手がかりとして、さらなる活用が期待される。

同報告書でも強調されているが、人身取引問題に対する政策を正当化するために、人身取引の深刻度を示そうとする被害者数のカウントは必要ではない。数値の大小にかかわらず人身取引を撲滅すること自体が国際社会の使命であることを同報告書は如実に示している。同報告書によって到達国として「とても高い」にランクされた日本に住む私たちに突きつけられた課題は重い。(やまだ みわ/アジア経済研究所開発研究センター)